

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱の一部改正について

〔 19 生産第 9423 号 〕
平成 20 年 3 月 31 日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成 21 年 3 月 31 日

平成 21 年 5 月 29 日

平成 22 年 4 月 1 日

平成 23 年 4 月 1 日

平成 24 年 4 月 6 日

平成 25 年 5 月 16 日

平成 26 年 2 月 6 日

平成 26 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 9 日

平成 27 年 10 月 1 日

平成 28 年 4 月 1 日

平成 29 年 3 月 31 日

最終改正 平成 30 年 2 月 1 日

この度、鳥獣被害防止総合対策交付金について、別紙のとおり鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱一部改正したので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

(別 紙)

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱

第1 趣 旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせている。

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、地域主体の取組を推進することが効果的であるが、近年、農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少が進行していること等に伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが必要となっている。これらを受け、平成19年12月には、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）が制定され、また、平成24年3月には、対策の担い手確保、捕獲の一層の推進等を図るために法の一部が改正されたところである。さらに平成28年12月には、鳥獣被害対策実施隊の設置促進やその体制強化、捕獲した対象鳥獣の食品等としての利用の促進等を図るために法の一部が改正されたところである。

これらの状況を踏まえ、鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「本交付金」という。）において、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害捕獲」という。）、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総合的かつ計画的に実施するとともに、都道府県が主導して行う広域捕獲活動等の取組を実施するものとする。また、地域における被害防止対策や捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材を育成するとともに、最新の被害防止技術等について調査・検証を行い、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法の実証・確立に寄与するものとする。さらに、捕獲鳥獣を利用した食肉等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものとする。

第2 目 的

本交付金により実施する鳥獣被害防止総合支援対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資することを目的として行うものとする。

第3 事業の実施方針等

1 事業の実施方針

本対策は、事業実施主体や地域が抱える鳥獣被害に関する問題の明確化を図り、第2に掲げる目的の達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が特に必要と認める場合にあっては、この限りではない。

2 事業の内容等

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、当該事業に係る事業種類、事業内容、事業実施主体、採択要件及び交付率については、それぞれ別表1、別表2、別表3、別表4及び別表5に掲げるとおりとする。

（1）鳥獣被害防止総合支援事業

市町村等が作成する被害防止計画に基づき、法第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）等が行う捕獲等による有害捕獲、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とする。

また、地域の実情及び第2の目的を達成する観点から、整備事業（別表1の事業内容の欄に定める整備事業をいう。以下同じ。）として、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

（2）鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

都道府県が主導して行う広域捕獲活動、大量捕獲技術等の新技術の実証・普及活動及び実施隊員確保のための人材育成活動を実施する事業とする。

（3）鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成25年12月26日付け環境省及び農林水産省取りまとめ）等の目標達成等に向けて、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じた支払いを実施する事業とする。

（4）鳥獣被害対策基盤支援事業

鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施する。

また、捕獲技術や被害防止技術等について調査・検証し、検討会を開催するとともに、対策手法に関する調査報告書等を作成・公表することにより、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法の実証・確立に寄与するものとする。

さらに、捕獲鳥獣を利用した食肉（以下「ジビエ」という。）等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものとする。

（5）ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型）

ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの安定供給を実現するため、ICT（情報通信技術）を活用したジビエの生産性向上を図るとともに、

捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながった先進的なモデル地区を整備し、ジビエのビジネスの展開に向けた地域の取組を推進する事業とする。

3 事業費の低減

本対策を実施する場合は、地域の実情にかんがみ、過剰とみられるような施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業及び拠点整備事業（別表5の事業内容の欄に定める拠点整備事業をいう。）を実施する場合にあっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、農村振興局長が別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

第4 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

第5 事業別事項

- 1 鳥獣被害防止総合支援事業：別記1
- 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業：別記2
- 3 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業：別記3
- 4 鳥獣被害対策基盤支援事業：別記4
- 5 ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型）：別記5

別表 1 (第 3 関係) 鳥獣被害防止総合支援事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 被害緊急対応型	1 推進事業 (1) 被害防止活動推進 ①推進体制の整備 ②有害捕獲 ③被害防除 ④生息環境管理 ⑤サル複合対策 ⑥他地域人材活用 (2) 実施隊特定活動 ①大規模緩衝帯整備 ②誘導捕獲柵の導入 (3) ICT等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体被害防止活動	農村振興局長が別に定める協議会等とする。	次に掲げる全ての要件を満たすこと。	1 推進事業 定額、1/2 以内（ただし、被害防止活動推進における上限単価及び限度額、実施隊特定活動における上限単価、ICT等新技術実証における限度額並びに農業者団体等民間団体被害防止活動における限度額については、農村振興局長が別に定めるところによる。）
2 広域連携型	2 整備事業 (1) 鳥獣被害防止施設 (2) 処理加工施設 (3) 捕獲技術高度化施設 (4) 地域提案		1 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。 2 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること又は、確実に見込まれること。 3 整備事業を実施する場合は、受益戸数が3戸以上であること。 4 整備事業を実施する場合は、農村振興局長が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えるものとする。 5 整備事業を実施する場合は、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。	2 整備事業 定額、1/2 以内 上記に関わらず、沖縄県にあっては2/3以内、次の(1)から(5)までの要件のいずれかに該当する地域にあっては、5.5/10以内とする。（上記に関わらず、鳥獣被害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額補助できるとし、鳥獣被害防止施設及び処理加工施設を整備する場合の上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによる。） (1) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 (2) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域と見なされる区域

				を含む。) (3) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 (4) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 (5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
--	--	--	--	--

別表 2（第 3 関係）鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 広域捕獲活動 （有害捕獲）	1 実施体制の整備	都道府県	事業実施地区が複数の市町村を含むこと。 なお、広域捕獲活動（有害捕獲）を実施する場合は、事業実施地区内の全ての市町村等において被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実と見込まれること。	推進事業 定額（ただし、限度額及び広域捕獲活動（有害捕獲）における上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによる。）
2 新技術実証・普及活動	2 広域捕獲活動（有害捕獲）			
3 人材育成活動	3 新技術実証・普及活動			
	4 人材育成活動			

別表 3（第 3 関係）鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 被害緊急対応型	推進事業 有害捕獲	農村振興局長が別に定める協議会等とする。	被害防止計画が作成されていること。	定額（ただし、上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによる。）
2 広域連携型				

別表4（第3関係）鳥獣被害対策基盤支援事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 地域リーダー育成研修事業	1 地域リーダー育成研修事業 被害防止対策を担う人材(地域リーダー(集落)、地域リーダー(森林)、及び鳥獣被害対策コーディネーター)の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催・運営を実施する事業とする。	民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人及び協議会(農村振興局長が別に定めるものとする。)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 地域リーダー育成研修事業 (1) 次に掲げる研修会を開催すること。 ①地域リーダー(集落)、地域リーダー(森林)については全国7ヶ所以上の研修会 ②鳥獣被害対策コーディネーターについては全国2ヶ所以上での延べ16日以上以上の研修会 (2) 農村振興局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。	定額(ただし、限度額については、農村振興局長が別に定めるものとする。)
2 対策手法確立調査・実証事業	2 対策手法確立調査・実証事業 新たな被害防止技術手法の確立・普及を図るため、新技術や先端技術等の調査及び効果の検証、被害防止技術に関する全国検討会の開催、調査報告書の作成・公表等を行う事業とする。		2 対策手法確立調査・実証事業 (1) 捕獲技術等を用いた取組地区等を4ヶ所以上調査・検証すること。 (2) 被害防止技術に関する全国検討会を1ヶ所で開催すること。 (3) 農村振興局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。	
3 利活用技術指導者育成研修事業	3 利活用技術指導者育成研修事業 捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催・運営、捕獲個体の処理に関する調査を実施する事業とする。		3 利活用技術指導者育成研修事業 (1) 全国2ヶ所以上で研修会を開催すること。 (2) 農村振興局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。	

4 鳥獣利活用推進支援事業	4 鳥獣利活用推進支援事業 捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制（コンソーシアム）を構築し、野生鳥獣肉（ジビエ）等の全国的な需要拡大及び利活用推進のための関連情報の収集・発信、広報・普及啓発等を実施する事業とする。	4 鳥獣利活用推進支援事業 （１）事業内容欄に規定するコンソーシアムは、民間企業、地方公共団体の他、野生鳥獣の捕獲、処理加工、供給及び消費に取り組む民間団体等で構成すること。 （２）農村振興局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。
---------------	--	---

別表5（第3関係）ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型）

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型）	1 拠点整備事業 処理加工施設等の整備を実施する事業とする。 2 推進事業 次に掲げる事項を実施する事業とする。 （1）推進体制の整備 （2）ジビエのビジネスの展開に向けた地域の取組 （3）ICTによる情報管理の効率化	農村振興局長が別に定めるコンソーシアムとする。	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。 2 農村振興局長が公募により選定したマスタープランに基づき、事業実施計画が作成されていること。 3 拠点整備事業を実施する場合は、農村振興局長が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えるものとする。 4 拠点整備事業を実施する場合は、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。	1 拠点整備事業 1/2以内（ただし、限度額については、農村振興局長が別に定めるところによる。） 上記に関わらず、沖縄県にあつては2/3以内、次の（1）から（5）までに掲げる地域のいずれかに該当する地域にあつては5.5/10以内とする。 （1）山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 （2）過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域と見なされる区域を含む。） （3）離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 （4）半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 （5）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域 2 推進事業 定額（ただし、限度額については、農村振興局長が別に定めるところによる。）

(別記 1)

鳥獣被害防止総合支援事業

第 1 事業の実施手続

- 1 事業実施主体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた被害防止計画を作成するものとする。

この場合、事業実施主体を構成する市町村又は所在する市町村において、事業を実施しようとする市町村を対象として法第 4 条に基づき 1 の被害防止計画を作成している場合にあっては、これをもって本事業における被害防止計画に代えることができるものとする。

- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、1 の被害防止計画を添付した上で、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施計画（以下「広域都道府県域計画」という。）にあっては、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出し承認を受けるものとし、それ以外の事業実施計画にあっては、都道府県知事に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、2 により提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長に提出するものとする。
- 4 都道府県知事は、3 の提出を行う際に、都道府県計画に地域提案、自らが事業実施主体となる事業実施計画及び農村振興局長が別に定める上限単価を超える事業実施計画がある場合には、これらの内容について、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長と協議を行うものとする。
- 5 地方農政局長は、4 の協議又は 2 の広域都道府県域計画の承認申請を受けた場合には、内容を検討するため、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるとともに、広域都道府県域計画の承認結果について、関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。
- 6 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、農村振興局長が別に定める重要な変更該当するときは、2、3、4 及び 5 を準用して手続を行うものとする。また、地域提案に係る内容を変更する場合にあっては、重要な変更の有無にかかわらず、地方農政局長に報告するものとする。

また、広域都道府県域計画についても、農村振興局長が別に定める重要な変更該当するときは、2 及び 5 の規定を準用するものとする。

第 2 推進指導等

1 推進指導

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

- (1) 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1) に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りでない。

第3 事業の実施期間

本事業は、平成27年度から平成29年度までの3年間とする。

第4 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第5 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域計画に基づき事業を実施した事業実施主体（以下「広域都道府県域事業実施主体」という。）にあつては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。
- 2 地方農政局長及び都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価

被害防止計画に定められた目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、被害防止計画の目標年度の翌年度において、被害防止計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、評価内容の妥当性について、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、結果を報告するものとし広域都道府県域事業実施主体にあつては、地方農政局長に行い、それ以外の事業実施主体にあつては、都道府県知事に報告するものとする。
なお、事業実施主体は、事業評価の結果を踏まえ、被害防止計画に定められた目標の見直し等を必要に応じ実施するものとする（2の(1)に該当する場合を除く。）。
- (2) 都道府県知事は、(1) により事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を地方農政局長に報告するとともに、当該事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。
- (3) 地方農政局長は、(1) 及び(2) により事業評価結果の報告を受けた場合は、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、その内容を点検評

価し、都道府県知事及び広域都道府県域事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。

なお、地方農政局長は、当該評価結果を農村振興局長に報告するものとする。

- (4) 農村振興局長は、(3)により事業評価結果の報告を受けた場合には、その結果をとりまとめ、本事業の関係者以外の意見を聴取しつつ、評価を行うものとする。
- (5) 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長は、その結果を公表するものとする。
- (6) 国は、本事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

2 改善計画

- (1) 1の事業評価の結果、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である場合は、事業実施主体は、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた方策を記載した改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その内容を公表するとともに、農村振興局長が別に定めるところにより、広域都道府県域事業実施主体にあつては、地方農政局長に、それ以外の事業実施主体にあつては、都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、農村振興局長が別に定めるところにより、当該改善計画を地方農政局長に報告するものとする。
- (3) 地方農政局長は、(1)及び(2)により報告を受けた場合、当該広域都道府県域事業実施主体及び当該都道府県に対し指導及び助言を行うものとする。

第7 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 6次産業化の推進に関する施策
- (2) 経営所得安定対策に関する施策
- (3) 中山間地農業ルネッサンス事業に関する施策
- (4) 荒廃農地等利活用促進に関する施策
- (5) 多面的機能支払交付金に関する施策
- (6) 中山間地域等直接支払交付金に関する施策
- (7) 森林整備事業に関する施策
- (8) 次世代林業基盤づくり交付金に関する施策
- (9) 健全な内水面生態系復元等推進事業に関する施策
- (10) 有害生物漁業被害防止総合対策事業に関する施策
- (11) 国土強靱化地域計画に基づく国土強靱化に関する施策

(別記2)

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

第1 事業の実施手続

- 1 都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県計画を作成し、地方農政局長と協議を行うものとする。
- 2 都道府県知事は、鳥獣被害防止に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、農村振興局長が別に定める重要な変更該当するときは、1を準用して手続を行うものとする。

第2 推進指導

地方農政局長は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第3 事業の実施期間

本事業は、平成27年度から平成29年度までの3年間とする。

第4 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第5 事業実施状況の報告等

都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況について、地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、農村振興局長が別に定めるところにより事業評価を行うものとする。

第7 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 6次産業化の推進に関する施策
- (2) 経営所得安定対策に関する施策
- (3) 中山間地農業ルネッサンス事業に関する施策
- (4) 荒廃農地等利活用促進に関する施策
- (5) 多面的機能支払交付金に関する施策
- (6) 中山間地域等直接支払交付金に関する施策
- (7) 次世代林業基盤づくり交付金に関する施策
- (8) 健全な内水面生態系復元等推進事業に関する施策
- (9) 有害生物漁業被害防止総合対策事業に関する施策

(別記3)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

第1 事業の実施手続

- 1 事業実施主体を構成する市町村（市町村が事業実施主体である場合を含む。）又は事業実施主体が所在する市町村（以下第1において「事業実施市町村」という。）は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた法第4条に基づく被害防止計画を作成するものとする。
- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、1の被害防止計画を添付した上で、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施計画（以下「広域都道府県域計画」という。）にあつては、地方農政局長に提出し承認を受けるものとし、それ以外の事業実施計画にあつては、都道府県知事に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、2により提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県計画を作成し、地方農政局長に提出するものとする。
- 4 都道府県知事は、3の提出を行う際に、都道府県計画に自らが事業実施主体となる事業実施計画がある場合及び農村振興局長が別に定める鳥類の上限単価を超える事業実施計画がある場合には、その内容について、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長と協議を行うものとする。
- 5 地方農政局長は、4の協議又は2の広域都道府県域計画の承認申請を受けた場合には、内容を検討するため、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるとともに、広域都道府県域計画の承認結果について、関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。
- 6 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、農村振興局長が別に定める重要な変更該当するときは、2、3、4及び5の規定を準用して手続を行うものとする。

また、広域都道府県域計画については、農村振興局長が別に定める重要な変更該当するときは、2及び5の規定を準用して手続を行うものとする。

第2 推進指導等

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を活かした本対策の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局、試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

第3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、

別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第4 事業の支援対象期間

本事業の支援対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

なお、事業実施主体が支援対象期間に捕獲確認をした場合に支援対象とすることができる。

第5 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域計画に基づき事業を実施した事業実施主体にあつては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。
- 2 地方農政局長及び都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、農村振興局長が別に定めるところにより事業評価を行うものとする。

第7 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 6次産業化の推進に関する施策
- (2) 経営所得安定対策に関する施策
- (3) 中山間地農業ルネッサンス事業に関する施策
- (4) 荒廃農地等利活用促進に関する施策
- (5) 多面的機能支払交付金に関する施策
- (6) 中山間地域等直接支払交付金に関する施策
- (7) 次世代林業基盤づくり交付金に関する施策
- (8) 健全な内水面生態系復元等推進事業に関する施策
- (9) 有害生物漁業被害防止総合対策事業に関する施策

(別記 4)

鳥獣被害対策基盤支援事業

第 1 事業の実施手続

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、農村振興局長の承認を受けるものとする。
- 2 1 の規定は、農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更について準用するものとする。

第 2 推進指導

国は、地域の実態に即し、鳥獣被害対策基盤支援事業の効果的な推進が図られるよう、関係部局、都道府県、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第 3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とする。

第 4 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、農村振興局長が別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第 5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を、毎年度、農村振興局長に報告するものとする。

第 6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、農村振興局長が別に定めるところにより評価を行うものとする。

(別記 5)

ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型）

第 1 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、市町村等が作成する被害防止計画等を添付した上で、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画等の承認

地方農政局長は、事業実施主体から提出された事業実施計画等の内容について、別表 5 の採択要件の欄に掲げる要件を総合的に評価し、適当であると認められるときは、承認するものとする。

3 事業実施の重要な変更

農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更に該当するときは、1 及び 2 の規定を準用するものとする。

第 2 推進指導

国は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村等との密接な連携を図り、かつ、協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第 3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から平成30年 3 月31日までとする。

第 4 国の助成措置

国は、事業実施計画等を承認したときは、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、交付金を交付するものとする。

第 5 事業実施状況の報告等

1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況について、地方農政局長に報告するものとする。

2 地方農政局長は、1 の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、事業実施計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

第 6 事業の評価

1 事業評価

事業実施計画に定められた目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業の評価を行うものとする。

(1) 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度に、事業実施計画に定

められた目標の達成状況について自ら評価を行い、地方農政局長に報告するものとする。

- (2) 地方農政局長は、(1)により事業評価結果の報告を受けた場合、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、その内容を点検及び評価し、事業実施主体に対して必要に応じて指導を行うものとする。

なお、地方農政局長は、当該評価の内容を農村振興局長に報告するものとする。

- (3) 農村振興局長は、(2)により報告を受けた事業評価の内容を精査し、その結果をとりまとめ、公表するものとする。

2 改善計画

- (1) 1の事業評価の結果、事業実施計画に定められた目標の達成状況が低調である場合、事業実施主体は、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた方策を記載した改善計画を作成し、地方農政局長に報告するものとする。

- (2) 地方農政局長は、(1)により報告を受けた場合、事業実施主体に対し指導及び助言を行うものとする。

第7 収益納付

- 1 事業実施主体は、別に定めるところにより、本事業の実施に係る収支の状況を地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、別に定めるところにより、1の報告に基づき、事業実施主体に対し交付された交付金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例による。

附 則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成30年2月1日から施行する。